

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表 (2025 年 12 月 1 日改定)	
改定後	改定前
第 1 章 <一般条項> 第 1 2 条 (カードの紛失・盗難・<u>カード情報の不正利用</u>) 1. 会員がカードの盗難、紛失等により第三者にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。 2. 前項の規定にかかわらず、会員がカードを紛失、及び盗難等にあったときは直ちに当社宛まで連絡をするとともに、最寄の警察署に届け出を行い、その後速やかに所定の紛失・盗難届けを提出した場合には、次項に定める場合を除き、紛失・盗難等の後にカード利用がなされたものについて、会員は支払いの責を負わないものとします。<u>また、会員にカードの紛失・盗難等がない場合であつても、インターネットショッピング、モバイル決済その他カードの提示を要しない非対面取引において、第三者による不正利用が判明したときに、会員が直ちに当社に連絡し、当社所定の手続きを行った場合には、次項に定める場合を除き、当該不正利用に係る利用代金について、会員は支払いの責を負わないものとします。</u> 3. 前項の規定にかかわらず、次の場合には会員は支払いの責を負うものとします。 (1) 会員の故意または重大な過失により、<u>カードの紛失・盗難等または第三者によるカード情報の不正取得</u>が生じた場合。 (2) 本規約に違反している状況において、<u>カードの紛失・盗難等または第三者によるカード情報の不正取得</u>が生じた場合。 (3) 会員の家族・同居人<u>その他会員の関係者が、単独または第三者と共謀して不正利用を行った場合。</u> (4) 戦争、地震<u>その他の</u>著しい社会秩序の混乱に際して、<u>カードの紛失・盗難等</u>または第三者によるカード情報の不正取得が生じた場合。 (5) 会員が、<u>当社の請求する書類の提出を拒否したり</u>、虚偽の申告を<u>行ったり</u>、<u>または当社</u>の被害調査への協力を拒んだ場合。 (6) <u>会員からカード</u>の紛失・盗難等の通知を当社が受理した日の前日<u>から</u>遡って 61 日 <u>より前のカード利用分である</u>場合。 (7) <u>カードの紛失・盗難等、または第三者によってカード情報が不正に取得され、それを原因として不正使用が行われた場合で、その不正使用が、会員の故意または過失により</u>会員の個人情報（生年月日、電話番号等）<u>またはカード情報が漏えいしたこと</u>に起因すると当社が合理的に認めた場合。 (8) カード利用時に<u>入力</u>・使用された暗証番号が登録された暗証番号と一致している場合。ただし、暗証番号の選択または管理について会員に責任がないと当社が認める場合を除きます。 (9) カード裏面に署名欄がある場合に、<u>当該欄に会員</u>の自署がない場合。 <u>(10) インターネットショッピング、モバイル決済その他カードの提示を要しない非対面取引において、第三者による不正利用が発生した場合で、会員の故意または重大な過失、その他会員の責めに帰すべき事由により、カード情報（カード番号、有効期限、セキュリティコード、ワンタイムパスワード、本人認証情報等）が第三者に漏えいしたと当社が合理的に認めた場合。</u>	第 1 章 <一般条項> 第 1 2 条 (カードの紛失・盗難) 1. 会員がカードの盗難、紛失等で第三者にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。 2. 前項の規定にかかわらず、会員がカードを紛失、及び盗難等にあったときは直ちに当社宛まで連絡をするとともに、最寄の警察署に届け出を行い、その後速やかに所定の紛失・盗難届けを提出した場合には、次項に定める場合を除き、紛失・盗難等の後にカード利用がなされたものについて、会員は支払いの責を負わないものとします。 【追加】 3. 前項の規定にかかわらず次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。 (1) 会員の故意または重大な過失により紛失・盗難等が生じた場合。 (2) 本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じた場合。 (3) 会員の家族・同居人等、会員の関係者自らにより、もしくはこれらの方が第三者に協力することで不正に利用された場合。 (4) 戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じた場合。 (5) 会員が当社の請求する書類の提出を拒否し、<u>または虚偽の申告をした場合、あるいは当社の行う被害状況の調査に対する協力を拒んだ場合。</u> (6) 紛失・盗難等の通知を当社が受理した日の前日より起算し、遡って 61 日前以前に当該カードが利用されていた場合。 (7) 紛失・盗難等による<u>第三者の不正利用が、会員の故意または過失による</u>会員の個人情報（生年月日や電話番号等）<u>漏えいと因果関係のある場合。</u> (8) カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。ただし、登録された暗証番号の選択または管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。 (9) カード裏面に<u>カード</u>署名欄がある場合に、会員<u>自らの署名</u>がない場合。 【新設】
第 1 8 条 (費用等の負担) 1. 会員は、支払金等の支払いに要する費用、支払いを遅滞した場合の催告に要する費用、強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、カード利用または本規約に基づく所定の費用・手数料を負担するものとします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としないものとします。 2. 会員は、CD・ATM でキャッシングを利用した場合、ATM 等利用手数料 110 円（消費税込）を負担するものとします。 3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。 4. 本会員は、第 8 条第 1 項に定めるご利用代金請求明細書を、当社より本会員の届出の住所に送付したときは、ご利用代金請求	第 1 8 条 (費用等の負担) 1. 会員は、支払金等の支払いに要する費用、支払いを遅滞した場合の催告に要する費用、強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、カード利用または本規約に基づく所定の費用・手数料を負担するものとします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としないものとします。 2. 会員は、CD・ATM でキャッシングを利用した場合、ATM 等利用手数料 110 円（消費税込）を負担するものとします。 3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。 4. 本会員は、第 8 条第 1 項に定めるご利用代金請求明細書を、当社より本会員の届出の住所に送付したときは、ご利用代金請求

改定後	改定前																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
明細書の発行手数料として送付回数 1 回 につき 165 円（消費税込）を負担するものとします。ただし、法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が特に定める場合は、当該発行手数料は無料とします。 5．会員は、第 8 条第 2 項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合<u>には、事務手数料（カード利用代金の弁済の受領に要する費用）として、440 円（消費税込）</u>を負担するものとします。ただし、当社が特に認めた場合は支払いを免除することができるものとします。	明細書の発行手数料として送付回数 1 回につき 165 円（消費税込）を負担するものとします。ただし、法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が特に定める場合は、当該発行手数料は無料とします。 5．会員は、第 8 条第 2 項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合<u>において、当社より本会員の届出の住所に振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円（消費税込）</u>を負担するものとします。ただし、当社が特に認めた場合は支払いを免除することができるものとします。																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第 2 章 <ショッピング条項> 第 3 1 条 （ショッピングの利用代金等の支払方法） 1．～ 3．（省略） 4．「分割払い」の場合、締切日の翌月の支払期日から利用代金に当社所定の分割払い手数料を加算した額(以下、「分割支払金合計」といいます。)を各月の支払期日に分割して支払うものとします。ただし、支払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。 （1）分割払いの支払回数、支払期間、実質年率及び分割払い手数料は、次表のとおりとします。 <u>①井筒屋グループ</u> <table><tr><td>支払回数</td><td>3 回</td><td>4 回</td><td>5 回</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>8 回</td><td>9 回</td><td>10 回</td><td>11 回</td><td>12 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>3 ヲ月</td><td>4 ヲ月</td><td>5 ヲ月</td><td>6 ヲ月</td><td>7 ヲ月</td><td>8 ヲ月</td><td>9 ヲ月</td><td>10 ヲ月</td><td>11 ヲ月</td><td>12 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="10"><u>12.00</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>2.007</u></td><td><u>2.513</u></td><td><u>3.020</u></td><td><u>3.528</u></td><td><u>4.039</u></td><td><u>4.551</u></td><td><u>5.067</u></td><td><u>5.582</u></td><td><u>6.100</u></td><td><u>6.619</u></td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>13 回</td><td>14 回</td><td>15 回</td><td>16 回</td><td>17 回</td><td>18 回</td><td>19 回</td><td>20 回</td><td>21 回</td><td>22 回</td><td>23 回</td><td>24 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>13 ヲ月</td><td>14 ヲ月</td><td>15 ヲ月</td><td>16 ヲ月</td><td>17 ヲ月</td><td>18 ヲ月</td><td>19 ヲ月</td><td>20 ヲ月</td><td>21 ヲ月</td><td>22 ヲ月</td><td>23 ヲ月</td><td>24 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="12"><u>12.00</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>7.141</u></td><td><u>7.661</u></td><td><u>8.185</u></td><td><u>8.712</u></td><td><u>9.240</u></td><td><u>9.767</u></td><td><u>10.298</u></td><td><u>10.831</u></td><td><u>11.366</u></td><td><u>11.901</u></td><td><u>12.437</u></td><td><u>12.979</u></td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>25 回</td><td>26 回</td><td>27 回</td><td>28 回</td><td>29 回</td><td>30 回</td><td>31 回</td><td>32 回</td><td>33 回</td><td>34 回</td><td>35 回</td><td>36 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>25 ヲ月</td><td>26 ヲ月</td><td>27 ヲ月</td><td>28 ヲ月</td><td>29 ヲ月</td><td>30 ヲ月</td><td>31 ヲ月</td><td>32 ヲ月</td><td>33 ヲ月</td><td>34 ヲ月</td><td>35 ヲ月</td><td>36 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="12"><u>12.00</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>13.515</u></td><td><u>14.057</u></td><td><u>14.605</u></td><td><u>15.150</u></td><td><u>15.692</u></td><td><u>16.242</u></td><td><u>16.793</u></td><td><u>17.348</u></td><td><u>17.897</u></td><td><u>18.454</u></td><td><u>19.017</u></td><td><u>19.579</u></td></tr></table> ※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。	支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月	実質年率(%)	<u>12.00</u>										現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>2.007</u>	<u>2.513</u>	<u>3.020</u>	<u>3.528</u>	<u>4.039</u>	<u>4.551</u>	<u>5.067</u>	<u>5.582</u>	<u>6.100</u>	<u>6.619</u>	支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回	支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月	実質年率(%)	<u>12.00</u>												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>7.141</u>	<u>7.661</u>	<u>8.185</u>	<u>8.712</u>	<u>9.240</u>	<u>9.767</u>	<u>10.298</u>	<u>10.831</u>	<u>11.366</u>	<u>11.901</u>	<u>12.437</u>	<u>12.979</u>	支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回	支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月	実質年率(%)	<u>12.00</u>												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>13.515</u>	<u>14.057</u>	<u>14.605</u>	<u>15.150</u>	<u>15.692</u>	<u>16.242</u>	<u>16.793</u>	<u>17.348</u>	<u>17.897</u>	<u>18.454</u>	<u>19.017</u>	<u>19.579</u>	第 2 章 <ショッピング条項> 第 3 1 条 （ショッピングの利用代金等の支払方法） 1．～ 3．（省略） 4．「分割払い」の場合、締切日の翌月の支払期日から利用代金に当社所定の分割払い手数料を加算した額(以下、「分割支払金合計」といいます。)を各月の支払期日に分割して支払うものとします。ただし、支払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。 （1）分割払いの支払回数、支払期間、実質年率及び分割払い手数料は、次表のとおりとします。 <table><tr><td>支払回数</td><td>3 回</td><td>4 回</td><td>5 回</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>8 回</td><td>9 回</td><td>10 回</td><td>11 回</td><td>12 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>3 ヲ月</td><td>4 ヲ月</td><td>5 ヲ月</td><td>6 ヲ月</td><td>7 ヲ月</td><td>8 ヲ月</td><td>9 ヲ月</td><td>10 ヲ月</td><td>11 ヲ月</td><td>12 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="10"><u>9.00</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>1.504</u></td><td><u>1.882</u></td><td><u>2.261</u></td><td><u>2.641</u></td><td><u>3.022</u></td><td><u>3.404</u></td><td><u>3.787</u></td><td><u>4.171</u></td><td><u>4.555</u></td><td><u>4.941</u></td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>13 回</td><td>14 回</td><td>15 回</td><td>16 回</td><td>17 回</td><td>18 回</td><td>19 回</td><td>20 回</td><td>21 回</td><td>22 回</td><td>23 回</td><td>24 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>13 ヲ月</td><td>14 ヲ月</td><td>15 ヲ月</td><td>16 ヲ月</td><td>17 ヲ月</td><td>18 ヲ月</td><td>19 ヲ月</td><td>20 ヲ月</td><td>21 ヲ月</td><td>22 ヲ月</td><td>23 ヲ月</td><td>24 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="12"><u>10.20</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>6.050</u></td><td><u>6.491</u></td><td><u>6.934</u></td><td><u>7.377</u></td><td><u>7.822</u></td><td><u>8.268</u></td><td><u>8.715</u></td><td><u>9.163</u></td><td><u>9.613</u></td><td><u>10.063</u></td><td><u>10.515</u></td><td><u>10.968</u></td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>25 回</td><td>26 回</td><td>27 回</td><td>28 回</td><td>29 回</td><td>30 回</td><td>31 回</td><td>32 回</td><td>33 回</td><td>34 回</td><td>35 回</td><td>36 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>25 ヲ月</td><td>26 ヲ月</td><td>27 ヲ月</td><td>28 ヲ月</td><td>29 ヲ月</td><td>30 ヲ月</td><td>31 ヲ月</td><td>32 ヲ月</td><td>33 ヲ月</td><td>34 ヲ月</td><td>35 ヲ月</td><td>36 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td colspan="12"><u>11.40</u></td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td><u>12.815</u></td><td><u>13.329</u></td><td><u>13.843</u></td><td><u>14.359</u></td><td><u>14.876</u></td><td><u>15.395</u></td><td><u>15.916</u></td><td><u>16.438</u></td><td><u>16.961</u></td><td><u>17.486</u></td><td><u>18.013</u></td><td><u>18.541</u></td></tr></table> ※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。	支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月	実質年率(%)	<u>9.00</u>										現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>1.504</u>	<u>1.882</u>	<u>2.261</u>	<u>2.641</u>	<u>3.022</u>	<u>3.404</u>	<u>3.787</u>	<u>4.171</u>	<u>4.555</u>	<u>4.941</u>	支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回	支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月	実質年率(%)	<u>10.20</u>												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>6.050</u>	<u>6.491</u>	<u>6.934</u>	<u>7.377</u>	<u>7.822</u>	<u>8.268</u>	<u>8.715</u>	<u>9.163</u>	<u>9.613</u>	<u>10.063</u>	<u>10.515</u>	<u>10.968</u>	支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回	支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月	実質年率(%)	<u>11.40</u>												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>12.815</u>	<u>13.329</u>	<u>13.843</u>	<u>14.359</u>	<u>14.876</u>	<u>15.395</u>	<u>15.916</u>	<u>16.438</u>	<u>16.961</u>	<u>17.486</u>	<u>18.013</u>	<u>18.541</u>
支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回																																																																																																																																																																																																																																																																																															
支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																															
実質年率(%)	<u>12.00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>2.007</u>	<u>2.513</u>	<u>3.020</u>	<u>3.528</u>	<u>4.039</u>	<u>4.551</u>	<u>5.067</u>	<u>5.582</u>	<u>6.100</u>	<u>6.619</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																													
実質年率(%)	<u>12.00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>7.141</u>	<u>7.661</u>	<u>8.185</u>	<u>8.712</u>	<u>9.240</u>	<u>9.767</u>	<u>10.298</u>	<u>10.831</u>	<u>11.366</u>	<u>11.901</u>	<u>12.437</u>	<u>12.979</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																													
実質年率(%)	<u>12.00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>13.515</u>	<u>14.057</u>	<u>14.605</u>	<u>15.150</u>	<u>15.692</u>	<u>16.242</u>	<u>16.793</u>	<u>17.348</u>	<u>17.897</u>	<u>18.454</u>	<u>19.017</u>	<u>19.579</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回																																																																																																																																																																																																																																																																																															
支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																															
実質年率(%)	<u>9.00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>1.504</u>	<u>1.882</u>	<u>2.261</u>	<u>2.641</u>	<u>3.022</u>	<u>3.404</u>	<u>3.787</u>	<u>4.171</u>	<u>4.555</u>	<u>4.941</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																													
実質年率(%)	<u>10.20</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>6.050</u>	<u>6.491</u>	<u>6.934</u>	<u>7.377</u>	<u>7.822</u>	<u>8.268</u>	<u>8.715</u>	<u>9.163</u>	<u>9.613</u>	<u>10.063</u>	<u>10.515</u>	<u>10.968</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回																																																																																																																																																																																																																																																																																													
支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月																																																																																																																																																																																																																																																																																													
実質年率(%)	<u>11.40</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	<u>12.815</u>	<u>13.329</u>	<u>13.843</u>	<u>14.359</u>	<u>14.876</u>	<u>15.395</u>	<u>15.916</u>	<u>16.438</u>	<u>16.961</u>	<u>17.486</u>	<u>18.013</u>	<u>18.541</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																													

改定後	改定前																																																																																																																																																				
②提携加盟店、JCB 加盟店（井筒屋グループ以外） <table><tr><td>支払回数</td><td>3 回</td><td>4 回</td><td>5 回</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>8 回</td><td>9 回</td><td>10 回</td><td>11 回</td><td>12 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>3 ヲ月</td><td>4 ヲ月</td><td>5 ヲ月</td><td>6 ヲ月</td><td>7 ヲ月</td><td>8 ヲ月</td><td>9 ヲ月</td><td>10 ヲ月</td><td>11 ヲ月</td><td>12 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率 (%)</td><td colspan="10">15.00</td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td>2.511</td><td>3.144</td><td>3.780</td><td>4.421</td><td>5.062</td><td>5.706</td><td>6.354</td><td>7.003</td><td>7.654</td><td>8.310</td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>13 回</td><td>14 回</td><td>15 回</td><td>16 回</td><td>17 回</td><td>18 回</td><td>19 回</td><td>20 回</td><td>21 回</td><td>22 回</td><td>23 回</td><td>24 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>13 ヲ月</td><td>14 ヲ月</td><td>15 ヲ月</td><td>16 ヲ月</td><td>17 ヲ月</td><td>18 ヲ月</td><td>19 ヲ月</td><td>20 ヲ月</td><td>21 ヲ月</td><td>22 ヲ月</td><td>23 ヲ月</td><td>24 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率 (%)</td><td colspan="12">15.00</td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td>8.969</td><td>9.627</td><td>10.289</td><td>10.956</td><td>11.622</td><td>12.295</td><td>12.964</td><td>13.641</td><td>14.319</td><td>15.000</td><td>15.682</td><td>16.365</td></tr></table> <table><tr><td>支払回数</td><td>25 回</td><td>26 回</td><td>27 回</td><td>28 回</td><td>29 回</td><td>30 回</td><td>31 回</td><td>32 回</td><td>33 回</td><td>34 回</td><td>35 回</td><td>36 回</td></tr><tr><td>支払期間</td><td>25 ヲ月</td><td>26 ヲ月</td><td>27 ヲ月</td><td>28 ヲ月</td><td>29 ヲ月</td><td>30 ヲ月</td><td>31 ヲ月</td><td>32 ヲ月</td><td>33 ヲ月</td><td>34 ヲ月</td><td>35 ヲ月</td><td>36 ヲ月</td></tr><tr><td>実質年率 (%)</td><td colspan="12">15.00</td></tr><tr><td>現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)</td><td>17.054</td><td>17.745</td><td>18.438</td><td>19.132</td><td>19.837</td><td>20.537</td><td>21.239</td><td>21.943</td><td>22.653</td><td>23.369</td><td>24.079</td><td>24.795</td></tr></table> ※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。 (2) 分割支払金の支払例 [現金価格 10 万円(消費税込み) 支払回数 10 回の場合] ①井筒屋グループ：実質年率 12.0%、支払期日毎月 26 日の場合 ・分割払い手数料 100,000 円 × (5.582 円÷100 円) = 5,582 円 ・分割支払金合計 100,000 円 + 5,582 円 = 105,582 円 (第 1 回目) 分割支払金 10,632 円 うち利用代金(元金分) 10,072 円、分割払い手数料 560 円 (第 2 回～第 10 回目) 分割支払金 10,550 円 うち利用代金(元金分) 9,992 円、分割払い手数料 558 円 ②提携加盟店、JCB 加盟店（井筒屋グループ以外）：実質年率 15.0%、支払期日毎月 26 日の場合 ・分割払い手数料 100,000 円 × (7.003 円÷100 円) = 7,003 円 ・分割支払金合計 100,000 円 + 7,003 円 = 107,003 円 (第 1 回目)	支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月	実質年率 (%)	15.00										現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	2.511	3.144	3.780	4.421	5.062	5.706	6.354	7.003	7.654	8.310	支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回	支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月	実質年率 (%)	15.00												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	8.969	9.627	10.289	10.956	11.622	12.295	12.964	13.641	14.319	15.000	15.682	16.365	支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回	支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月	実質年率 (%)	15.00												現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	17.054	17.745	18.438	19.132	19.837	20.537	21.239	21.943	22.653	23.369	24.079	24.795	(2) 分割支払金の支払例 [現金価格 10 万円(消費税込み) 支払回数 10 回の場合] 分割払い手数料 100,000 円 × (4.171 円÷100 円) =4,171 円 分割支払金合計 100,000 円 + 4,171 円=104,171 円 (第 1 回目) 分割支払金 10,481 円 うち利用代金(元金分) 10,063 円、分割払い手数料 418 円 (第 2 回～第 10 回目) 分割支払金 10,410 円 うち利用代金(元金分) 9,993 円、分割払い手数料 417 円
支払回数	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回																																																																																																																																											
支払期間	3 ヲ月	4 ヲ月	5 ヲ月	6 ヲ月	7 ヲ月	8 ヲ月	9 ヲ月	10 ヲ月	11 ヲ月	12 ヲ月																																																																																																																																											
実質年率 (%)	15.00																																																																																																																																																				
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	2.511	3.144	3.780	4.421	5.062	5.706	6.354	7.003	7.654	8.310																																																																																																																																											
支払回数	13 回	14 回	15 回	16 回	17 回	18 回	19 回	20 回	21 回	22 回	23 回	24 回																																																																																																																																									
支払期間	13 ヲ月	14 ヲ月	15 ヲ月	16 ヲ月	17 ヲ月	18 ヲ月	19 ヲ月	20 ヲ月	21 ヲ月	22 ヲ月	23 ヲ月	24 ヲ月																																																																																																																																									
実質年率 (%)	15.00																																																																																																																																																				
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	8.969	9.627	10.289	10.956	11.622	12.295	12.964	13.641	14.319	15.000	15.682	16.365																																																																																																																																									
支払回数	25 回	26 回	27 回	28 回	29 回	30 回	31 回	32 回	33 回	34 回	35 回	36 回																																																																																																																																									
支払期間	25 ヲ月	26 ヲ月	27 ヲ月	28 ヲ月	29 ヲ月	30 ヲ月	31 ヲ月	32 ヲ月	33 ヲ月	34 ヲ月	35 ヲ月	36 ヲ月																																																																																																																																									
実質年率 (%)	15.00																																																																																																																																																				
現金価格 100 円あたりの分割払い手数料(円)	17.054	17.745	18.438	19.132	19.837	20.537	21.239	21.943	22.653	23.369	24.079	24.795																																																																																																																																									

改定後	改定前
分割支払金 10,703 円 うち利用代金(元金分) 10,000 円、分割払い手数料 703 円 (第 2 回～第 10 回目) 分割支払金 10,700 円 うち利用代金(元金分) 10,000 円、分割払い手数料 700 円	
第 3 5 条（支払停止の抗弁） 1. 本会員は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。 （1）役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ）、権利の移転、または商品の引渡しがなされないこと。 （2）商品等に破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。 （3）クーリングオフ・中途解約（ただし、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に限ります。）に応じてもらえないとき。 （4）その他役務の提供や商品の販売について、加盟店に対し生じている事由があること。	第 3 5 条（支払停止の抗弁） 1. 本会員は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、支払いを停止することができるものとします。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。 （1）役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ）、権利の移転、または商品の引渡しがなされないこと。 （2）商品に破損、汚損、故障その他の欠陥等の瑕疵があること。 （3）クーリングオフ・中途解約（ただし、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に限ります。）に応じてもらえないとき。 （4）その他役務の提供や商品の販売について、加盟店に対し生じている事由があること。